



高浜市は
振替納税宣言のまちです

◆便利で確実な口座振替の利用を
「口座振替」は、納期ごとに市税などを金融機関や市役所の窓口に向いて納付するわずらわしさを省き、あなたの預金口座から自動的に納付する方法です。

この制度を利用すると、納期内に納めることができます。特に仕事が忙しい方など、時間に余裕のない方にはとても便利です。

申込方法 通帳（口座番号）と印鑑

（届け印）を持参のうえ、税務グループが市内金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）で申込
※口座振替の開始は、申込みから2か月後

◆市税の納め忘れはありませんか
市県民税や固定資産・都市計画税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。

税金は、自主的に納期限までに納めていただくもので、税金により市の事業は運営されています。

納期限までに納めていただけない方には、督促状や催告書などで自主納付を促していますが、それでも納めていただけない方には、市税などを納付された方との公平を保つために、財産を差し押さえることとなります。

納期限までに納めることのできない方は、未納のままにしておかず、すぐに税務グループに相談してください。

◆市税がコンビニで納められます
専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納められます。

これにより、いつでも気軽に税金などの納付ができます。対象となる方には年度当初の納税通知書などに利用案内を同封しますので利用してください。

なお、納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。従前どおり納付書裏面記載の金融機関か、市役所窓口での利用となりますので、注意してください。
対象税目など 個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、

軽自動車税、国民健康保険税
※納付書1枚あたりの納付額が30万円以下の場合にかぎる。
問合せ先
税務グループ
☎52-11111（内線241・243・259）

平成29年度 市税などの納期限一覧表

区分 年月	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
29年 4月				1期 (5/1)	1期 (5/1)	
5月		1期・全期 (5/31)	全期 (5/31)			
6月	1期・全期 (6/30)			2期 (6/30)	2期 (6/30)	
7月		2期 (7/31)				1期 (7/31)
8月	2期 (8/31)			3期 (8/31)	3期 (8/31)	2期 (8/31)
9月						3期 (10/2)
10月	3期 (10/31)			4期 (10/31)	4期 (10/31)	4期 (10/31)
11月				5期 (11/30)	5期 (11/30)	5期 (11/30)
12月		3期 (12/25)		6期 (12/25)	6期 (12/25)	6期 (12/25)
30年 1月	4期 (1/31)			7期 (1/31)	7期 (1/31)	7期 (1/31)
2月		4期 (2/28)		8期 (2/28)	8期 (2/28)	8期 (2/28)
3月						